

答弁書第二三二号

内閣参質一七一第二三二号

平成二十一年七月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江 田 五 月 殿

参議院議員川上義博君提出衆議院議員総選挙の選挙期日等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員川上義博君提出衆議院議員総選挙の選挙期日等に関する質問に対する答弁書

一について

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十一条第二項の規定により、「国会閉会の日」が平成二十一年七月二十八日である場合、任期満了による総選挙は、同日から二十四日以後三十日以内に行われることになり、この期間における日曜日は、同年八月二十三日である。また、同条第四項の規定により、総選挙の期日は、少なくとも十二日前に公示しなければならないこととされており、同年八月二十三日の十二日前に当たる日は、同月十一日である。

なお、同法第三十一条第五項の規定により、衆議院議員の任期満了による総選挙の期日の公示がなされた後その期日前に衆議院が解散されたときは、任期満了による総選挙の公示は、その効力を失うこととされているところである。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である。

